

お知らせします 2つの給付金 (平成27年度)

Q 自分に住民税が課税されているか、どうすればわかりますか？

A 例えば
 ・ご自身の給与支給明細書の「住民税」の項目に金額が記載されている場合
 ・ご自身の給与や年金の収入が＜参考＞の非課税限度額以上の場合
 基本的に住民税が課税されているという判断ができます。

Q 基準日の翌日以降に引っ越した場合の給付金の受け取りは？

A 臨時福祉給付金は、基準日（平成27年1月1日）時点で住民票のある市区町村から支給され、子育て世帯臨時特例給付金は、平成27年6月の児童手当を受給される市区町村から支給されます。具体的な申請期間や手続きについては、申請先の市区町村にお問い合わせください。

Q 基準日以降に生まれた場合や亡くなった場合は給付金の対象になりますか？

A (臨時福祉給付金)
 基準日の翌日（平成27年1月2日）以降に生まれた方は対象となりません。また、市区町村が支給決定するまでの間に亡くなられた方も対象にはなりません。

(子育て世帯臨時特例給付金)
 基準日の翌日（平成27年6月1日）以降に生まれた児童は対象児童となりません。また、市区町村が支給決定するまでの間に亡くなられた児童も対象児童にはなりません。

ご注意

- 平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する方については「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の両方を受け取ることができます。その場合、両方の給付金について、それぞれの申請が必要となります。
- 原則として、申請期間外の申請は受けられませんのでご注意ください。
- 申請期間などは、各市区町村により異なります。新十津川町以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。

申請方法

〈臨時福祉給付金〉

基準日（平成27年1月1日）時点で新十津川町に住民票がある方が対象です。

〈子育て世帯臨時特例給付金〉

平成27年6月分の児童手当を新十津川町から受給される方が対象です。

※公務員の方は、基準日（平成27年5月31日）時点で住民票が新十津川町にある方が対象です。
 (勤務先から案内がありますので、そちらもご確認ください。)

- 申請先：新十津川町役場保健福祉課
 (総合健康福祉センター「ゆめりあ」)
- 申請期間：平成27年8月17日(月)～11月17日(火)
- 提出書類：申請書
- お知らせ：8月上旬に給付金対象となる世帯(方)へ郵送でお知らせします。

必要なもの

- 印鑑（シャチハタ不可）
- 本人確認書類
 運転免許証、住民基本台帳カード、旅券などの写し
- 指定した口座が確認できる書類
 金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

給付金の受け取り方法

申請書に記載した指定口座に入金されます。

※金融機関口座を持っていないなど、振込による支給が困難な場合には窓口で受け取ることもできます。

申請方法に関するお問い合わせ

保健福祉課 ☎72-2000
 臨時福祉給付金 介護・福祉グループ
 子育て世帯臨時特例給付金 子ども・高齢者グループ

制度に関するお問い合わせ

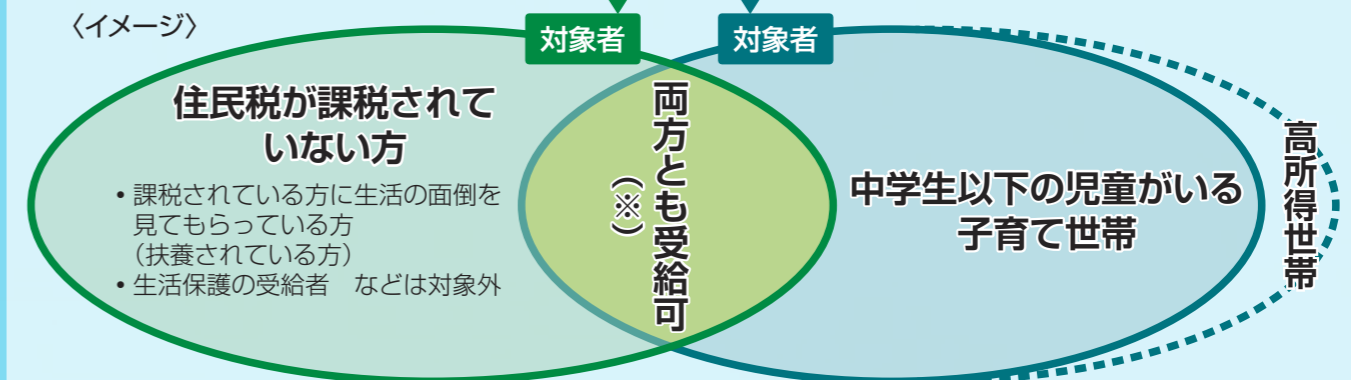
厚生労働省
 2つの給付金に関する専用ダイヤル
 ☎0570-037-192

臨時福祉給付金

所得の低い方の負担を緩和します。

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施します。

〈イメージ〉



(※) 平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する方については、2つの給付金を両方とも受け取ることができます。

臨時福祉給付金

支給要件

- 支給対象者
 平成27年度分の住民税が課税されていない方
 ただし
 ・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合（住民税において、課税されている方の扶養となっている場合）
 ・生活保護の受給者である場合は除きます。
- 支給額 1人につき 6,000円
- 基準日 平成27年1月1日

＜参考＞ 住民税が課税されない所得水準の目安
 (給与所得者) (公的年金受給者)

区分	非課税限度額 (給与収入額)	区分	非課税限度額 (年金収入額)
単身	93万円	単身 65歳以上	148万円
夫婦	138万円	単身 65歳未満	98万円
夫婦子1人	168万円	夫婦 65歳以上	193万円
夫婦子2人	210万円	夫婦 65歳未満	147万円

子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯の負担を緩和します。

消費税率引上げの影響などを踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施します。

子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

- 支給対象者
 平成27年6月分の児童手当を受給される方
 ※ただし、特例給付（児童手当の所得制限額以上の方に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの）を受給される方は、対象となりません。
 ※児童手当の認定請求を失念するなどして、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、平成27年5月31日時点で住民票のある市町村窓口にご相談ください。
- 支給額 対象児童1人につき 3,000円
- 基準日 平成27年5月31日